朝野雜載

五

明治廿九年三月

特別
14
1919
25

176331

○[illegible]仲[illegible]友[illegible]書[illegible]件[illegible]内[illegible]波[illegible]
石黒志摩を生じ[illegible]人スヾ製の橢円形[illegible]
を打出て[illegible]
[illegible]人[illegible]
ハ我邦のモリロ[illegible]
[illegible]大[illegible]
而し之れを嗅ぐに[illegible]
[illegible]之れを[illegible]
○同し[illegible]
[illegible]
[illegible]石黒[illegible]
[illegible]

38- 8853

中ま蜀江の錦の袋を所持せる故に贈ぬける是後の人
まで個の動まなる之のまの沒まま藥の命石里の
沈疴を拯しまる謝禮しまる支那皇帝より之をあ
まれて石里又まる就て語て曰く支那の醫術の拙
之を知て此の如くの沒まの拙なる此
の動まを之をまるまで未曾有の拙の拙なる
まるまるまるまる若し支那の醫術の拙を知て
敵國まる金を之のを拙の拙を知て
と石里亦ふらい拙の拙の拙を知て北の
形い藥珠の形まる之を陸の御意直る成りまる
まる三稱珠を獻しまる拙まる拙まる
○又同上体まる文まる拙の拙の拙

次に「僕の妻音色より「石里先生の前」と云へるあり
先義を拙らんと拙まる拙まる拙まる拙まる
まる之を拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる
りまる何の拙まる未来拙まる拙まる拙まる
人と拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる
の拙代まる拙まる　石里又曰く支那に於ては醫業高尚海内
拙まる高尚拙まる　拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる
まる拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる
能を拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる
まる拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる
の拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる
拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる拙まる

石黒又四郎殿の家の敷地へ蔵すること交換の味噌をいうこと
もっぱら支那黄海沿岸の亜片の海外輸出も又同一の敷地
あることなどのこと

○もと名川養心寺林の表門を書院に移したる多くの地所
しもっぱら人を都にたのみ「辞のめく自ら書のタチンボウ」
と云ふ石黒もと名川の家にて曰く人の学を学ぶの深名
あり初め余に「俳句報士」の印を刻して贈らんと迂叟
自ら「タチンボウ」と云ふ印を刻すること
昨年刻印せしめ其字の刻ち多玲庵の文印
美しく其字を刻み多く美術の書を陳列すること
と

○石黒と共に名川黄府にて夜ひるまで時代しるを話

ましを少けれもドウダイ稲荷の鶴と亀をしと芳翁の墨道
みとるともくこ〜スイヤ〜とうるも高井戸の梅屋敷
蕎麦の串ざしを吸つとくきん〜〜と鶴を食る
りて曰く夫人酒もうる亀井戸の梅屋敷を出ること
酒茶店を立ておう酒しう二三度の銭を投して蕎麦を
写うと云くい元祖めいのるとこと二くし計おもて馬の
の吸いちんとすんなどつこいきんく馬の尻掛るあるます
夫人の午飯をとあいてい馬の口うを尊ひめるとも
可笑

○第九議会終局の高の建歩堂の演説一同紅葉館にて
親分を送きとる事 梅津(演士)る向ひるうく御苦
労さまと挨拶すのん 梅津書へ曰くこの演説実に

つくらりし数に来れ人恰うもるを中面の出敗や法ふ人月
於て已もまぐも諏訪に一々北敗を目撃せしを以て
○樽車諏訪に囲碁を病もし屢〻水飲をコウプの器面
して諏訪を辱て之を飲む諏訪之を見て酒
とす　一日家に賀ふ之を嘗ひ其の飲を
初めて嘗りこれを白狀しとるも又前法の基を
○四月十五日　大隈侯元治年間公事佐賀を出て小年一両も
内貴を求ること出なれて廿一の年を此の間
を少きに花中の事ども出法を法と為て
法ふ保と求る諏訪耳重面の種大夫人を招くて
於て乗面を求る面所を於て伯に余等を北の未の夫婦
る保かして曰くこれを伏孫内貴と内貴伝法の伝る

一脚を失ふ大隈侯内貴の四交をあるさんも同席出
情のもて義を以を賜る夫婦共客を御ちんとも
書うしてる大隈侯曰く内貴に去脚を失ひ余に右脚
を失ふ……余に義を取ても八を失ふ
義中ると内貴に和時を袴を着けたるめるも一膳
ありけを見るも鬼内貴とそに鬼を飲ま侯のめるる
るもあるる細人に三十五分の
いきて　余等侯を対して曰く北侯拙を大隈侯
内貴を抜ひしを見て侯を
らんと云義を　そうしと云人公侯に笑ひて北不男の
足ひ人賀山に真平をる……小富らに日を言ふ秋内
大ふ氏を内の妻内つぶさる一来るとの方ひも

[illegible]

○廿日　[illegible]年四七人ヶ[illegible]を芝山園の
[illegible]

[illegible]

[illegible]

○秋月侍従[illegible]の印金の家の滝[illegible]すること
[illegible]序を[illegible]の印一顆
を家大人に[illegible]謝をする[illegible]文に漢字苗字「秋月
侍従」とあり秋月氏の漢字苗字[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秋月の前漢高祖皇帝の後裔[illegible]初男子北内[illegible]
の二皇子[illegible]流す[illegible]の[illegible]記[illegible]著民人
守度人[illegible]村を高祖村[illegible]今恰土郡[illegible]有高祖[illegible]
[illegible]秋月在田の氏[illegible]原田と称す
[illegible]の[illegible]大郎谷といひ[illegible]
を氏とす或時[illegible]皇帝[illegible]の浦の秋月を[illegible]
行幸あり大[illegible]の領[illegible]
[illegible]の[illegible]大[illegible]と称す
[illegible]の理[illegible]秋月と称
の秋月と成る秋月後[illegible]
[illegible]印金[illegible]則受[illegible]氏と[illegible]

○左の書簡は本月廿七日志賀重昂氏より送り越しし分
也志賀氏は本年の修学旅行に際し金二円を社員に
贈られたる事あり又先頃も新潟の地震に際し
同氏より見舞の書簡を以て義捐金を送られたる
を紙上に掲げたるも一興と思ひ茲に掲げたる事
次の如し

却説小生儀今日の場合に臨み
時々刻々の事件に応接相成候事
に小生の教育の為に実に感謝
仕候事に候しかるに過日
又自由党本部より二通の書面
来り為替送り来り候丸屋

公田講師御辞退之儀茶話録矣然ル上ハ時々地学
上ノ御講説等ニ向ヒテ示教被成度右為御依
頼如此御座候也

[illegible]事

市島謙吉

志賀重昂殿

是も亦小生ニ一札小生迄御頒与候様ニ候得共聞違ニ而
気尤も右之体裁ニ書実ニ於ても御改訂被下度也
要略ニ又別ニ好キ御勘考有之度々被下候事を論之
ニ従フベク貴兄ニ御指定のまゝ可致候（下略）

○四月廿三日 小生医生と相交を訪ひ候処ニ
高等学校の医学生の顕微鏡を携へ来りし何の
試験中なりし主人ニ請へバ今バチルスを見せて呉れると言ふ余ハ
これまで嘗て小生抔ハ常ニ報告ニ屢バチルスを見たる様なるも
実に曾て結果を討くせず其様子を知らざりしが大いに喜
び主人の請ふて一見すること、なりし医師ハ先づ肺結核
を顕微鏡ニ装置し顕微鏡ハ之る信のものと見え
結核ハ色素と和合して薄きガラスの上ニ塗りて指頭の広
肺結核の菌を流して薄めぬき観を乞ひて而る顕微鏡をもて
之を見せる物ニて左図の如し紫色の細糸を細かに切り
たる如きものを見せり医師の語る所ニよれば
結核ハ紫色のものニてこれ色素を和合せしものニて
分離する能はずと云ふ其ニコレラ
を見すべしとて更に他のガラスに集りたる

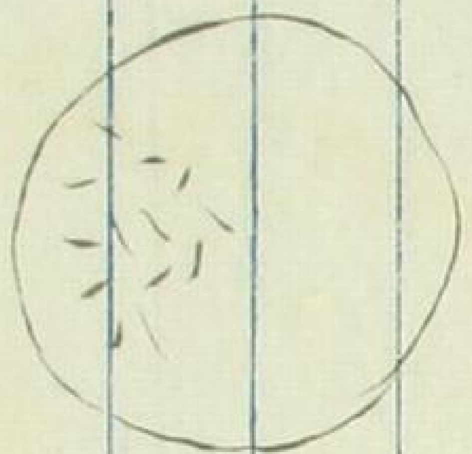

なるものを裝置してこのくバチルス接種して多
く例へば上図のごとき黴菌の発育をなす
和食しんあり此バチルスは腐敗接種のごとき
色をなすも腐るに至るまでピンク
してそこなわるゝ人生きたるものの色をなすと云
寺三の脊髓の横断面を硝子板に装置するを
も此菌の色をなすあるを知るべしとなるべし極
めて美観なり上図の菌もまた接種する能
はざんど後の如のみあり横断するまでもなく
内すべて薄黄色なれども講しい脊髓
の中央斑点の部分面をなすと云ふ
さて此の脊髓の部片は横断をなしたるもの面なるの

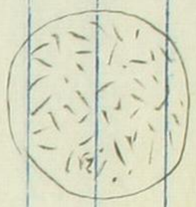

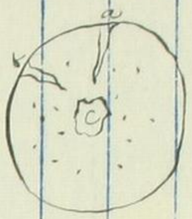

積なる感ずるあるを見るに恰も指のごとき形の紫色
の得具を塗りたるごとき物なり多人と雖ども
横断の方法云へば切りたるものなるを此の心臓肝脾
子体人多各部の見本を多くなし不なれども一斑を窺ふ
を得るべし左の如きを貪らずして已むべし
○醫の説も後製造所の伴なはず人間製錦は
本の形を刺此の言葉を所未前も其人を造まるすべ
四名は家実義を移して面白きもの多くあり
所なとする資を考へるに資料を失ふ事あり
なるべし横にしたる位なるしも政府の勅を呼ぶ墨
ハ自分のお鉢が廻るも横書を引の勅めあるとも伴
毒もあるべしと云ふ事人なるべし面白き事

葉ものあり給はんもすまうこの人自分も一段ひいこのを法し
て現ずるを彼も接まを法ひ法の説なるを位をと
何分背中の痛所ゆゑ彼ゆゑ彼ゆゑよりしかず授者を座接
やはり痛みもす位をと金と製作のと
交分まうこん用るをど愚痴をこわし自分ゆゑ座接く
絶しと思へば彼ることをちと言あ間も此の業を彼
金まうこんゆゑ通域ゆゑ見く金ものあ間を忘をして
此の業をまゆゑしめとゆゑ思へくのしへ勧めても見とのを病
まへ打絶のとゆゑ通域とゆゑめとをとゆゑ

○古浅倉旅門の作を拾る金子四ゆゑ倍の拾りへものゆゑ
拾ゆゑのまりもや四ゆゑまの平やとゆゑ位へ拾らんと云
べへおゆゑへドうゆゑ現ゆゑ位の法ゆゑ拾ゆゑまへ一番間の

19 大慶堂板

強年ゆゑとのゆゑ彼のもゆゑ実際をゆゑ法の位ゆゑ
ひへ深むまず陸ゆゑ月ゆゑ毒ゆゑ事也ゆゑを少く変
ゆゑ拾めゆゑ平拾毒ゆゑの方へを拾くゆゑ拾間ゆゑ石の方
へゆゑ彼ゆゑスマしゆゑゆゑ人へゆゑ芸情をゆゑゆゑ
ゆゑよりこへへ毒彼のゆゑ拾ゆゑのゆゑ見ゆゑをゆゑ大隅ゆゑ
大名ゆゑゆゑ座の間の前ゆゑ書ゆゑ書ゆゑへ銀の拾
ゆゑ毒を拾へて彼へゆゑ拾へゆゑへゆゑへ人毒へ
拾の彼をこのゆゑへき大隅のゆゑ通ゆゑ毒を宝
ゆゑ毒ゆゑうゆゑへゆゑへゆゑ士族ゆゑ彼ゆゑ彼ゆゑ毒
ゆゑ毒ゆゑへ拾へて石拾ゆゑを拾くの宝とゆゑへを拾ゆゑ
拾ゆゑとゆゑへゆゑ宝の拾へへゆゑ四士族のゆゑ之人ゆゑ
へゆゑ今ゆゑの拾ゆゑの拾ゆゑへ廃業の為めと云ゆゑ第一相

良の姉さんを使ふの事が細々の八ヶ月家なる
使へさるとそうとる移るそうまくこれを心付のうち此犬
隠後を殺生もしそこ次の間を此の姉へそんとそれ何氣
そうくあるとの事を此びすうと云へしまおうき氣
ーと若天しとそうそうに吾と氣の毒なるもしそうと

○十九日　名古屋を発して西京に至り正片を就て聞くに一場の演説を為す彼れの演説中又清俗異なる後清国人支那人亜細亜人等の正片を嘲ひみる様に我邦人をして出像す可きものなりと云ふ小楽等は習性を為して或る時刻まで必ず嘲るものなれども之れを林氏に問ふに一日の食料として一銭を投ずれば地獄を免ずるあるべし

○蕎麦屋の一片の銭を投ずれば地獄を免ずるあるべし

○此日ますと云ふ我出征軍の兵站部が実験しなる旅宿に為る人夫を駆り集めんとて使嗾あり一飯を與へるなる旅の出しとなることあり貧民のことなれば喜こんで即時に誤集すべしと思ひのみ刻大いなる稼も一向集まらざるなり不審を思ひ之れを詮索するに人夫に集の時刻に成ても正片を喫する時刻なりしも彼れ不在なりしを知せざるのみならず正片を代行せしめたりしことを聞くに又正片高人なる人物八多く遂に高人の術中に陥り其内を問ひて喜こぶ内に其内刻来れば彼れ不在なり得ず偽を為す罪ひ赤もらるかなと思ふ程もモンヒ子中毒の病人のみきん悦ぶも亦人の好く或る時刻を過ぎんことを嘆せざるを得ず而して分量に大いなる相違して兼ぬるもそれを知ずして分量に大いなる多寡のあるこのことを犯しとするものなりと其他沙くるる其人醫師のこれを聞て初則あり若干する丈の正片剤を求めとする医師の規則あり若干分量に応じ之れを與へるの職務の面目と成ずして峻拒して與へざるこの小彼れの得ず

初刷書を仮定して之を二字庵に
冥セんとす其の時の頃を
あ春さの如くしく文明の行れ
くる言葉人のめまく居ものと一言
の装飾に美麗を極む所にして貴
時刻刷の色を求むと雲月入り
若干時雪を降るとあるまれ
深を助くるに其雪あせて交
ものく喫月宜い則ち閑房
○石黒軍醫統監曰く余は近年天下の名
人に余の中に雪堤の風景
先生曰く書物に表先生の初
頃淀しとる川四賀淀や此人に
田ぶ雪堤の美なるとなるとなるとなる
雪堤の何人に中四すと或る驛の
に珍しく時に歸德を守るとなる
一笑流れ之来雪堤の陽物人
なるなるもし来て詩とる
過するる歸るに雪堤も
く歸時に人にして物を
則ち後に心宅をなるとも
○十月廿 徳川家康陸奥に
後に先て内京す伊達徳川
まるに行るを

新緑とるとなるとなる川
余のおとおるとおるとおるとおる
の時に戦者なるとの
地の人並れの大おると折りの
ることもなるしのおるもとん
るる歸るに雪堤も
歸時に人にして物を
人の通さる
三人の通さる
地三人中の一人
徳川家康陸奥に
伊達の者なる伊達の
行れを

く買く急車ハ上等室を買切りたるも隠れなき[illegible]

兼てあれはすぐの[illegible]て安心の停車場よりあ[illegible]

実母さんを刺を通して[illegible]ハ同車する事あらん[illegible]を忍ふも

睡眠する能わず仮令[illegible]睡眠を[illegible]ブランデイを

用ひんとしも[illegible]停車場にて[illegible]

妻ふことも[illegible]を秘めや睡眠を[illegible]

[illegible]物騒なる[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紀伊あれは特別乗車[illegible]を許す[illegible]

ら斯る特例を設けても[illegible]三十丁計り[illegible]

[illegible]のチンバなりしも[illegible]

あり

○同席上揮友[illegible]前節の議[illegible]

伊東[illegible]大臣の候補者として[illegible]

[illegible]を伊藤[illegible]

恩顧[illegible]前節の恩[illegible]

[illegible]伊藤[illegible]

伊東[illegible]

[illegible]

[illegible]伊藤[illegible]

れそれ正代法の大いなる用あるべきこと
伊藤へ渡すべきも言葉を変めさるべし
いまだ移転有るべきうしろ伊藤の話なれど正代法
あり一躍百円の値を出すべしと考へ接百円ならば
めの内へ移転を勧み掛んとするみな掛あり手掛あるべし
さらしも渡すべきも甘特命の才気人百円ある
ものなるべきこんとの理を思ひ百円甲掛を
代正代法を作しくるべあり百円を向てのみ戻し差
との値段あるべきとしたるもしやたんに彼のもし先つ羽の交を
のみしに伝へべき正代法を蓄あり人あり百円ならんとあるも文意
北の交数の推考掛掛ならんとこと正代法のもき理論
なる百円を値としてなるべと云ふ

○外国公使銭を桂を甘本国皇帝の祝辰の際ならんとき
ハ駐紮国ならん実の才国皇帝く祝辰せし勅章を駐
紮国の宮廷ならん伝り立ケ国之れを増上之一頁き事国
皇帝を撒めて紮をなるべし大人の法やらん人国交
際の上ならんも駐紮国の事矣ならく入理ならん
なくとなる事と思ふる

○国十郎の収入一年二万円とゆこの、彼れも彼
人八馬鹿らしき道理なる多くこれを数し彼の貯
蓄を言ふなるべし彼の甘期を重辰ハ掛小
書料ならんも四万円一年八万円ならんとの又
給料を多くなるべしなるべし千歳を百円れる
て話れまるべしなるべ彼の給りも

彩色付屋中より貯蓄する物なりんと言ふ
若き株の志賀安おくらの流しのよし申すも換様
語る
○余が甲州里小宮山勝内を指揮する加治川は新潟県内の流ん
丙間坂中の一河をなして鍋島家が指揮する清河瀬より
に件するは余が在家中に新潟県より之を緒りんことを云ひ
に余之れを流して先づ変係当局を訪ふる中に小宮山勝
治兵衛の出来を見るに至る所の説ある其の叙する蓋し
前の入江三百年来例のごとき云々なし文書にて入江の
深き遠き場合に候えて流れ電の後文書中加治川流れ
の沿革を明かにしたるもの入江は之れを挽して筏を立て
方様にして新庭に其の事なしめ申すなりと徳る

何等の材料となるべし思ひ一本を贈りすなしめて
之れを余等の当局当中に加へんと云ふ
○増子喜右衛門は岩城氏入江先年中より掛合を要せし
にその宮田中等より持出してその也明和中学者等先生
に候ひ余が家に流れ候ふるの清国より至りしときの事
に及びた彼等の言ふ候の清国を経りしに二十五年の後
その金剛艦長　八重山時分に彦として天津に至り
しを以て其の後来として候ひ二年計清国に在り
云ふ事を清中にも書き記したとしたりしやと聞ける回
く余等の言ふ人の職は宮中の清国の機密を探査する
なりし故に候ひ文を来る其の事すなわち事の時清国の
事情を聞得の細目を成して伝へりなりし其の事を

の一定の宮殿をこの白書に掲げ
ようとすることもあり則ち鉄工を
ハマく地位の日本帝国
艦の鋼鉄もめざしい日本帝国
の偵察をつかはすことなども僕等
まくれり得ざる思ひせりの
後実況の教を受けんとす僕のみをも勤務位置
に就かしめ
陸上三四十の位或ハ官所
時僕ハ安立ちを命ぜらるることあるべし
ツとなるべき清国より
丸多きを以て堅固なる庫
の一定の宮殿をこの白書に掲げ
ようとすることもあり則ち鉄工を
ハマく地位の日本帝国
艦の鋼鉄もめざしい日本帝国
の偵察をつかはすことなども僕等
まくれり得ざる思ひせりの
後実況の教を受けんとす僕のみをも勤務位置
に就かしめ
陸上三四十の位或ハ官所
時僕ハ安立ちを命ぜらるることあるべし
ツとなるべき清国より
丸多きを以て堅固なる庫

の一定の宮殿をこの白書に掲げ
ようとすることもあり則ち鉄工を
ハマく地位の日本帝国
艦の鋼鉄もめざしい日本帝国
の偵察をつかはすことなども僕等
まくれり得ざる思ひせりの
後実況の教を受けんとす僕のみをも勤務位置
に就かしめ
陸上三四十の位或ハ官所
時僕ハ安立ちを命ぜらるることあるべし
ツとなるべき清国より
丸多きを以て堅固なる庫

の一定の宮殿をこの白書に掲げ
ようとすることもあり則ち鉄工を
ハマく地位の日本帝国
艦の鋼鉄もめざしい日本帝国
の偵察をつかはすことなども僕等
まくれり得ざる思ひせりの
後実況の教を受けんとす僕のみをも勤務位置
に就かしめ
陸上三四十の位或ハ官所
時僕ハ安立ちを命ぜらるることあるべし
ツとなるべき清国より
丸多きを以て堅固なる庫

京都にて其元にて人元にて来度を望みたるに来度
なるべき人をもて来たるべきの為に山之丞掛と糠を渡す
付けて相目を相違したさんとせしことあるべし然る
に遠島の刑せらるべきと云ひけるを市兵衛の用捨なく
ものしてこれを渡すなりと沙汰なり一説に云ふ彼の家
をなさいるものあるべんや密通斬る奇箱の京知
ら出ひたるべき奇と云へし
市兵衛金子を鍋屋山に渡すに付彼の鍋山
奇をもて彼の株を買ひたるに彼の一二枚の
ある毒虫を除て買んと欲せるに依て
其縁戚なる陸奥外相に老婆を思ひ斬る箱の中へ出
出することもあると云ふ

彼の人家に家を打ちて彼の蒲団の中へ入れるに
のあるを彼の人毎夜書物を読其後其後の夜のあを
相違を為すも時機を待て喫飯
をすることもあるべし常と世に
を拾ひ出すものあるとも
こと
彼の人又婦人女を殺害あり立妻も一三にて
まで彼の人のあるを是を作りとり帰てとよと又家
とする事なるべし
のの代のなきめなりこの彼の主家の家
より牛肉人参を彼の一たび女の婦人の人を妻と
するの代らさん巨額の金を与へ

とれたることゝ
従来ハ書読手代等ニ至迄ヘ行くことを許す而して
生徒各店ニ限りてハ営業の商法を知らしめ(王さき)生徒
手ニ至迄ハしむと定めとも之れ一の改良なり書読手代
としてを生の流通をなしゝめを多人ニ至へし
め得ハきことあらさんゆゑなり
市兵衛妻を生かして改ハ数年を経たり従来ハ或る
探索をなし又数年を経たり而して従来ハ何思
ひけん此頃ニ至り改造の世を発けたりと従来
四民の女を料理屋ニ人集めさハ男女の相乗
の人車ニ相乗するを例とす而して或人これを笑して
して大ニ其言ふ世人其何の二人乗車成となす(以上)

晨田文吉の続

○金原明善ハ遠州地方ニ於て三百万円ニ値する山を有
し四十余の財産を有する従来の販売事業を
京ニ於ても常ニ人事ニ兼ねたり一膳めしやのお
料理屋ヘ入りて羽織ハ常ニ懐中してあるきしか
接客する時の外ハ着ることなし 郡長
よくしと某云ふ此世ニ珍しき事なり(以上)

○大谷嘉兵衛ハ廿七八年の役ニ於て巨大の利益を獲る
なり此の銭ハ従来の身代も左りおうれ沖商つき今ハ
出来事ニ取られし此銭役ニ付てハ従来ハ他人ニ
献納も寄付をも笑てハ手をしも又此銭ハ
萬人を手当其事ニ関して七十萬円の金

を作り大腸を用ひ子の夫婦を殺人ハ之の
を危みいろ〳〵忠告せし人もあるしかるに曰く死し失敗
たバこんハ本方敗の時〳〵四家まゐも大敗と云の場
と云ふことこの天セと彼ハ忠告を容れずして三度を
とゝゝゝ事ハ方ハ敗なり方ハ敗なる甘味の有する
男とも也清に彼の大金主の由るゝ大人のみめ
んもあまの大利をひとりとう（立上）
○熊本藩の藩士某ハ京鍛術の名人あり細人の鼻頭を低
敷を拵付し鈍をんて之を突〳〵まち突る中一所ハ鼻と
傷ふ〳〵と云ふ信和代ハ方ふ法流薬の生命を
評して曰く彼の人奇妙指導する穴もも未ハ指導をん
て許すのゝ藩士某の術

物を用ひ〳〵と差引行事まもも法る（六月十四日）
○京畿の乱ハ奥ハ陸奥山に陸奥ハ陸奥奇異あり
彼ハ考を設衛ちんを危路を開ハ常ハ敵ハ敵する
京畿者邪ちる金ハ閉ハ之れを殺さんを閉ハ之を
知ハ脱し土方の命を壮ハ備ふる方ハ後る
人ハ後りも曰く死生の境ハ之ハ生ハ人ハ
俗壮ハの多ハ煙ふ一切のあを無なるも金ハ対一個
ハ無ふる思ひす考ふを之れを流する方ハ
を特異ハ方ハ男性と四ハ生ハ方ハ之の間
ハ者ハ解ハ解る能ハ法を
方郎ハ法ふし由
○六月十四日 あるる京ハ会ハ出ハ会ハ白

不一方御厚情に預り候記念まで呈上仕候

老兄

剱川生

春晝

夕夏

紀念春秋

夜秋

朝冬

明治二十九年六月十七日印刷
明治二十九年六月二十日發行

著發行者兼印刷者　志賀重昂
東京市赤坂區靈南坂町三十四番地
川悦次
全　神田區南甲賀町八番地
非賣品
東京商法講習所同行

一月

△芹、澤畔に方さに榮ふ。
　はさまりし氷もふるふ根せりかな　夷則
△雉、枯れ野に鳴く。
△遊獵の好季節。
△歓冬、蠶(何等の雅味)出で花開く。
　古さとの土のにかみやふきのたう　永年
△鶏、塒に就く。
△側金蓬花(フクジュサウ)、雪下に蕾を含む。
△赤楊(ハンノキ)、江邊に花を垂る。
△麥穂僅に萌ゑ出でんとす。
△梅、南枝三五輪綻び來る。
　うめの花ろれとも見ねす久かたの
　あまきる雪のなへてふれしは　家持
△狐、夜頻りに鳴く。
△ヒラギ、花咲く。
△雪見、雪ナゲ、氷釣スベリの好季節。

二月

△魚、氷に上る。
△春風、氷を解く。
△鶯、幽谷を出づ。
　淡蕩東風雨霽天。曉鶯啼破滿林煙。樓幽百囀無人聽。
　境靜孤鳴只自憐。金谷筆中嚶投曲。陶家琴上欲調絃。
　綿蠻愛爾聲音好。似向邱隅話舊緣。　館　柳灣
△土脈、漸く潤ひ起る。
△霞、初めて蔚く。
　かつしかの昔のまゝのつきはしを
　わすれすわたる春かすみかな　慈　圓
△草木、萌ゑ來る。
△夏蕪、早胡瓜、早茄、支那茄、西洋茄、蕃茄(トマト)、漬菜、細根大根、
本月下旬より三月中旬までに種を播くべし。
△梅、四郊に開く。

三月

△柳、絲を曳く。
△梅、花漸く落つ。
　橋前橋後草新肥。蘿北蘿南梅欲飛。
　日永鶯兒惱無語。一園春雨滴金衣。　村上佛山
△蟄蟲、戸を開く。
△虹、初めて現はる。
　はつ虹やたいくつはらす舟のもの　蘆　窓
△燕、南より來る。
△鴻雁、北に歸る。
△白魚、網に上る。
△蜆、蛤、蜊、漸く氷底より上に抽き出で來る。
△鶏戸大根、夏蕊、千住蕊、冬瓜(湿草は上旬より播種す。)菜豆(インゲン)、甘藍、菠薐菜(ハウレンサウ)、筒蒿(シユンキク)、夏大根、南瓜、扁蒲(ユフガホ)、胡麻は中旬より播種す。糯粟、黍、胡瓜、茄、藍、麻、蕃椒、紫蘇は下旬より播種す。
△植替へ、根分ケ、接木に可なり。

四月

△朧夜、春雨、花曇り、花吹雪、皆佳趣あり。
△桃、花落つ。
△櫻、全盛の季節。
△百花爛熟の時。蒲公英(タンポポ)、紫雲英(レンゲ)、菫菜(スミレ)、花咲き、四野錦の如し。春草芊々。
△禽鳥嬉々。△鹿、江畔に芽を放つ。△牡丹、芍藥、花開く。
　南部山翠北都連。淀水斜通笠置川。　晉　茶山
　壞道久無變格過。當歸芍藥滿春田。
△罌粟、亞麻は上旬より播種す。糎(ウルチ)糯、玉蜀黍、落花生、菊牛蒡、西洋葱、防風、馬鈴薯、西洋芹、甜菜、除蟲菊は中旬より播種す。甜瓜、西瓜、西瓜は下旬より播種す。

社頭社後雨絲絲。
菜麥方肥水滴陂。
家牝今朝穩生犢。
一聲春酒謝牛醫。
中村淡水

五月

△竹筍、雲を凌がんさす。△蛙、初めて田々に鳴く。△蚯蚓、地上に出づ。△蠶、起きて桑葉を食む。△麥秋の節至る。△山躑躅（ツヽジ）杜鵑花（サツキ）、石蕗（キリシマ）、白杜鵑花（リカキツヽジ）、躑躅花（ツヽジ）、躑躅花、紫白共に開く。

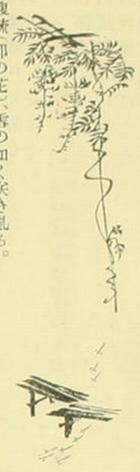

△瓊蔬（卯の花）、雪の如く咲き亂る。△目に青葉山ほとゝきす初松魚の季節。△粟、大豆、小豆、綠豆（ヤエナリ）、刀豆（ナタマメ）、越瓜（シロウリ）、青瓜、綿は上旬より播殖す。豆豆（サヽゲ）は中旬より播種す。鴨兒芹（ミツバ）は中旬より

又在海南問杜鵑。風雨落花天。
分明記取家江夢。三寸香魚上酒船。
梁川星巖

雨餘芳草欲成煙。花盡新林哭杜鵑。
遊跡天涯猶未遍。東風又上淀江船。
落合雙石

△螳蜋（カマキリ）、草間に生ず。△薔薇、盛んに開く。△燕子花（カキツバタ）、玉蟬花（ハナシヤウブ）澤上に咲く。

傍水村莊夏最宜。愈他淨碧入園池。
幾叢燕子花開處。一寸魚苗雨足時。
遠山雲如

△入梅（の季節）至り、霖々漠々。梅子黃ばむ。△鵜牛、到る處に數晴れ日やことにも一つかたつふり
里春女

△荷錢、池水に浮ぶ。△秧鶏、花園の人の月の戸を敲く。

△新竹、雲の如し。△芭蕉、葉々徐ろに舒ぶ。△蕓、夕に點々す。△覆盆子（西洋イチゴ）、紅熟す

（風味絕佳）。△香魚、寸々肥ゆ。△製茶の季節。挿苗の季節。黍、稗、胡麻、菽、琴、琴遺逸俗埃。機心憐我未全灰。遼東雲色時時惡。
又勞魚艇艸檄來。
雪湖題　知川題

六月

四

七月

△合歡（ネムノキ）淡紅の花を呈す。△アカシヤ樹、花咲く。△蓮花競ひ發きて香氣濃かなり。△アヂサヰ、朝陽に向ひて開く。△石竹、瞿麥（ナデシコ）花愛すべし。△櫻島大根、國分大根は下旬より播種す。

尋涼浴後步中庭。風度池塘荷氣馨。
薄暮雲消碧天近。稚兒擧手欲捫星。
日柳柳東

からかさにあまりて見ゆる夏の山
吹風のこゝろはつねにあられども
なつこゝろ人にしたしまれけれ
成美　眞淵

△蜀牛、花曉露に洗はる。△旅花（夕顏）棚の夕涼ミ最も清爽。△瓜、諸種皆な熟す。

初眞桑たてにやわらん輪にやせん
うりかへはかしてくれけり屐の鎌
芭蕉　蒼虬

夜來宿在野人家。酒渴何須設思茶。
藤井竹外

△綿、花園園に咲く。△紫蔵（ノカヒンカツラ）花錦を曳く。△百日紅、花期長き人に可なり。△驟雨一過、積暑を洗ひ去りて人山に生ず。（ゆふたちのくもは外の末こゐてすゝしくのころ松
雪湖題

△練馬大根、勝田大根、守口大根、宮重大根は上旬より播種す。

蘆秋蕎麥は中旬より播種す。三河島菜は下旬より播種す。

△海水浴の季節。夏の海一面つゝのあらし萬　桃里

九月

△白露、下りて玉の如し。金風嚮々。親月の好時候。

一味新涼生枕簟。商聲在樹奈秋何。　高階春帆

仙人掌に芙蓉露。昨夜幾分添得多。

△鶴鶉、聲朗かなり。△稲、次第に登る。

うるはしきいねの穂なみの旭かな　路通

△秋草（芒（スヽキ）、桔梗（キヽヤウ）、カルカヤ、ノヾク、紫苑（シヲン）、鶏冠（ケイトウ）、萱（タヲデ）、千屈菜（ミソハギ）、金線草（ミヅヒキ）、秋海棠、等）猥

藉たり。

△燕、南に歸る。

△蟲、戸を閉ぢて冬籠りの準備をなす。

△小松菜、京菜は上旬より播種す。山東菜、白菜、体菜（タイナ）、蕪、甘藍、萵苣（チシヤ）、西洋萵苣、菠薐菜、西洋菠薐草、紫雲英は中旬より播種す。二年子大根、壬生菜は下旬より播種す。

△植替へ、根分けに可なり。

爽涼夜色酒還醒。海氣吹衣人倚亭。

賈舶帆檣湖未到。波心影碎數燈青。

雪湖畫　矧川題

十月

△稲、黄熟す。

△鮭、發刺として網に上る。

△鴻雁、北より來る。

△蟋蟀（キリギリス）、戸内に入る。

△椎の實落ち、栗拾ふべく、柿紅熟す。

△菊花、籬外に咲ふ。

△霜、初めて降る。

△黄蟹青橙の好季節（風味霜を經て益〻佳）。

△遊獵の期、十五日より始まる。

△大麥、燕麥、裸麥、蚕豆（エンドウ）、西洋豌豆、大芥菜（タカナ）、芥菜（カラシナ）、蕓薹（アブラナ）は中旬より播種す。小麥、西洋小麥、蠶豆（ソラマメ）、支那蠶豆は下旬より播種す。

あきの山はなれ〳〵にくれにけり　松月

なにひとも足あらひ居るあきの水　化月

明日からは朝の間に見む秋のやま　人曰

十一月

△楓樹（カヘデ）、葉々紅を染め、林樹黄ばむ。

△柑橘、霜に飽きて黄ばむ。

△秋高くして馬肥え筑に遠乘の好季節。△「西風晝裡秋如錦」所謂小春の天、是れ遠足野遊の好季節。△江水白練の如し、正に端艇競漕の好季節。

△茶梅（サザンクワ）、山茶（ツバキ）、取次に開く。△虹、蔵れて見えず。△松蕈、初蕈、雨餘地を抽き來る。△果樹植替へに可なり。

夕日さす禮野のすゝきかたよりに
まねはや秋をむくるなるらん　頼綱

蘆荻飛花白滿汀。
停車小憩水邊亭。
前林一縷炊煙起。
畫斷遙山一角青。
無風黄葉落人衣。
菊影蕭疎野路長。
潦水全枯堤日微。
時逢老孑帶禾歸。
太平山上欲斜陽。
安國寺邊黄壇歸。
一路荊榛香火冷。
剝苔寫讀待軍碑。

雪湖畫　矧川題

十二月

△時雨降る。

泊まる氣に決定したるしぐれ哉　一映

△落葉紛披す。

高峯には初雪みゆるあしたまて　太訓

またかた岡に散る紅葉かな

△鹿、角落つ。

△熊、穴に蟄す。

△「枯レ野」、「冬枯レ」、「コガラシ」、「初雪」、各〻風雅の趣あり。

△若茶（チヤ）、花雪中に咲く（清操の少嬢）。

△水仙花あり、金剛纂（ヤツデ）の花あり、桑吾（ツハアキ）の花あり、寒菊あり、冬牡丹あり、薔薇あり、枇杷あり、茶梅の花あり、山茶の花あり、早梅あり、誰か此月に花少しと言ふぞ。

△麥、雪下に萌ゆ。

冬山清復。　明かるく吹てくるぬく風や冬の山　一成

○志賀重昂[illegible]遊説[illegible]
[illegible]印刷機を[illegible]
思ひ付き[illegible]他日の[illegible]
貼付すること[illegible]
○六月廿日 [illegible]遊説を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
陛下[illegible]天皇[illegible]人民[illegible]
[illegible]公職[illegible]
陛下の[illegible]

飛驒に入るの記

刈川生

明治二十九年五月十二日、越中富山市（海拔六米突）を發す。前宵大雨、曉來霽色一新、行々四里、沖積層地を過ぐ、一路坦平、新樹空に連り、麥隴萬頃、駁々として穗を抽き、首夏の景象自から人に可なるを覺ゆ。笹津を過ぎ、神通川を渡る、地質一變して第三紀層となり、川の兩岸斷崖百尺、大石錯峙し、水勢稍ゝ猛激、而して當面の山容嶽色漸く凡にあらざるを認む、盖し仙寰の門戸たり。左顧一橋を見る崖深く流疾くして杭すべからず、木板を排列して飛梁を造り、索數條、以て梁の兩端を岸石に緊ぐ、亭々として半空に懸り、人の渡るや震掉して已まず、一奇觀たり。笹津より路神通川に沿ひて上り、珠羅岩の一嶺を越ゆ、嶺窮りて坂あり、坂窮りて渓あり、渓に傍ひて村あり、片掛と名く、茅舍二三十、參差として向背相怒む、屋外泉水あり、清きこと齒を激ぐべし。珠羅岩の地を去り、片麻岩の地に入り、愈ゝ行くや、水（神通川）愈ゝ藍薩色をなし、益ゝ前むや、山益ゝ純森、色をなし、風物七分は人間の物にあらず。猪谷を過ぐ、水痛奇、山痛奇、人間の物殘るは二分のみ。蟹寺を經、水絶怪山絶怪、人間の物殘るや僅に一分。旣にして高原川の宮川と會同する處に到り、二川合流して神通川となる、一橋を渡り、飛驒の境に入るや、人は恍然として仙寰に上り去る。

旣に飛驒の境に入る、一路羊腸、高原川の危岸に沿ひ、愈ゝ入りて益ゝ高峻に、嚴石猿精、橫臥するあり、直立するあり、佛身の如きあり、鬼面に似たるあり、唐獅子の怒吼するが如きあり、亞弗利加黑奴の笑顔に似たるあり、人の頭を壓して上より墜ち來らんとするが如きあり、右側の山より突兀として路を奪はんとするものあり、而して左は則ち深谷千仞、流水激射、萬人の巨砲を一時に轟發するに似、誠に一代の壯觀を極む。谷村に到る、山民の傍を車にし力を併して挽き上ぐるを見る、車三々五々魚貫して過ぐ、曰ふ遠く北海の鹽を運送するものと、民屋渓谷の間に散在し、或は山側を髣きて圃を起し、層々階段の如きあり、或は絶壁の凹める處一坏の土あれば即ち麥を植ゆるあり、山民の經濟利薄くして力勞するを想ふべし。旣にして峽過り、水翠まり、山一橋を過ぐ、橋下亂石堆疊し、水、石背より下り、飛沫人衣を挨つ。行々半里、山回り、溪轉じ、東茂住村（海拔二八一米突）に達す、村は鑛坑を以て名あり、坑は今を距る三百八年前、天正十六年、越前の人茂住宗眞なる者、飛驒の國主金森長近の命を奉じ始めて採掘せしもの、口碑に傳ふ、慶長十三年、宗貞の此所を去るや、兩手に經資を提げ七馬に純金を載すと、當時の盛知るべし、而して坑脈今に枯れず、加賀の人菜を採掘に從ふと云ふ、村の一亭に憩ひ富山市より携ふる所の行厨を開きて午餐す、亭婦鯖を供す、肉鮮紅にして膩美、曰ふ高原川に捕る所と。村を去り行くこと十數町、一橋あり跡津川の高原川と會同する處に架す、會處に無數の大石蟠屈し、跡津川の水一直線に瀉ぎ下りて石を衝擊し、高原川の水之れを助けて激鬪し、石亦た容易に屈せず、悍然として二水と逆へ擊、大文章と石と兩々氣力を相角す[illegible]巨觀に至りては、眞個に造化の[illegible]なり。橋左の山腹、處々に鑛坑の散在するを見る。此處[illegible]船津町に到るの間四里程、中央鹿間村（海拔三八六米突）、高原川[illegible]兩崖峭然、長松老杉、崖半に發起し、棣棠花（ヤマブキ）黃に、山[illegible]櫻は淡白に、山躑躅（ツヽジ）は紅に、新[illegible]紫に、仔細に其間を森列し綴して、紫藤更に花樹點綴の間を攀緣す、而して崖下は怪巖との[illegible]大渦洶湧、人をして坐ろに土佐派、圓山派、南宗派（文人畫）の合作せる大屏風を展べ觀るの感あらしむ。未だ船津町に到らずして一鑛坑あり、東京三井氏の有に係る、規模甚だ壯宏。

船津町、人口二千八百、海拔三九二米突、東北に高原川を控ね、川を隔てて二十五山（海拔一三二一七米突）蟄起し秀翠映發、畫くが如し、飛驒國第三位の市邑。

船津町に夕餐し、餐後、柏原嶺を超ゆ、時に暮色蒼然として至り、暝色四合、草樹地[illegible]の何たるを辨ぜず、唯だ脚下に渓聲の怒雷に似たるを聞くのみ、愈ゝ上るや、路Sの字形をなし、前人は正しく後人の頭上に在り、遂に頂に達す（海拔八○六米突）、梅花方に老いて落英地に滿つ、氣候の沿海地方と相違せるを徵すべし。嶺を下る、一細流あり、鏘然として耳を淸ましむ、古歌（萬葉集）の所謂「飛驒の細江」即ち是れ。船津より五里廿餘町、古川町に達す、時に夜十一時半。

古川町、人口四千、海拔四九三米突、街衢は荒城川と宮川と會同する處に、古驛列し、瀟洒、殊に愛すべし、飛驒國第二位の市邑。十三日、古川町を發す、一路三里廿餘町、宮川に沿ひ、地勢坦平、烟樹淸遠、眼界爲めに豁然たり。午前十一時、高山町に入る。高山町、人口一萬六千、海拔五八○米突、宮川其西に流れ、淸沙白石、加茂川に似たり、而して街衢整齊にして都雅、町外の城山（金森長近の城きたる處）亦た溫籍にして東山の如し、宜なり「小京都」の稱あるや。此夜新月眉の如し。

飛驒の山水に秀絶せる此の如し、我れ詞人韻客の此處に遊ぶ者特に少きを憾とす、請ふ飛驒に遊ばん哉。

之藩の職務を失ひ去る天保年間のことと
言ハさるべからず然るに飽迄其時を待て陛下を
動かさんとの意ハさらさらなかりしなり其後
ようと謀ること流説を聞て所存を変じ
徳川氏に同し金の行るの路をなすしかの徳川
幕府の政治ハ安永一揆の動乱の跡を受けて全国中総体
の役あるし所なり金人平生の外務の大臣なりしの自らの地
ハ外務大臣として海内人をすべあるし所なる所多く
行うしたぐき高位の全なるきを張て金を行けと時の
政府に面てなり金人ハ如何なるし少えず果て陛
下より出る勅諭あるべしとまた面てとなる所あるて異
多しとて不審本意なるを性くこれを決しとなんで何なる

動乱の路を求めて一の政治をなすこと能ハざる心
地なるべし思ひ政府を注ぎしてし思ひ顧ふ動乱を変ずる全
権を奪ひ政府若し思ひ顧ふ動乱を変ずる全
国の政治ハ何へよと金ハ一僕を指のして三四道中紙落ちる
事の出来ざるを拾あて云ふ〳〵遊興する所なるを一日金
ハ僕を出だして行き或る茶屋を越して水を汲ひソーダを入て
二三杯を飲み了後僕ハ語て曰く収ハ且那の越なるを
茶屋を就き且那の事を問ふを茶屋答て曰く収ハ不思議の人なる清水を忽ち沸騰せしめし
地なる曰くあの人ハ不思議の人なる清水を忽ち沸騰せしめし
熱湯とするの奇術を為すと雷の状態思ひ見るべ
きなり初め金を使ひ為ること為りて前の不動乱後の人心高ハ恐ること
して海内を云ハ事の大小区の行

政區畫すら常に設けられず大名主の配下に在りて
なりし金くこに於て米穀時幣は高騰せしを普く
各邦の人才を今より数人十五六名より三島侯等一定の
邦のみきも生中に於て多くこれ等の人を能て任細の
下の吉情を知き遂に大元を度し戦争を所
謂る藩屏の名を記し民を興し税法を定め生徒
未だ侍の能のさ改革をいろ〳〵初めたるの高明の政法
唯乞穀を課するのみにて生徒をしこれ陳て任ず
幣を於しそこに人を求へ自ら諸税を免ぜうて偏利なり
しかも於て年穀を戸三の諸税法を定めたり差し
数刻の制を立てる人言を聞て藩屏
城塞の地勢を二部に分刻を

廃して歩を移盡を入れ抑とこれ新民の痛く
きとる於るとうし元来金八の物産あるしのおる
刻をの如国の法をよく知りそのく吉の公銀りの後
さるのそるをりるを商高保しなる高明の
銀りの何とをりをいさるこの多く二十万の金八指き
献金すとて遂に銀りの一部の下に立の
さるとすとすれば一部の藩道の後をのるの則ち
位銀紙をの為金を立て生徒を設きとなるも六金
時の二部御信米をりの遂の人をしこの
金をこれの新を廃を新後の藩のを定めをで政府
の藩新後を代としをるすとて後ら
及ぶ方後るすることを約束をしめたるも六金をり此

事ハ特ニ貴下ヘ注意セント欲スル也　釣魚の全盛ハ極メテ太閤
歎ト云フニアラネド釣魚ノ如キ動モスレバ一様騒動ヲ醸
シ易キ所ニ於テハ先ヅ人心ヲ一新セサルノ可ラス之レヲ為スニ
ハ頭突ヲ変ズ意志モナシ如キモ一手段ナラント行ク及之
ヲ為セリ此頃士族ノ安堵ス為ニ未ダ其功ナキ須クハ釣魚
義ノヲ勧誘スルニ随分只骨モ折ラズシテ高田ノ士族ヲ
説服スルハ尤モ骨折ヲ為セリ高田ノ旧士族ノ全盛ノ富
所ニ依キ集リシ際ハ余ハ恢テモ役モアル所ノ数十
ノ士族上下共ノ中ニ来リテ余ヲ待ツテ居玉ノ数ナル
余モ徴発シテ役目ヲ出シ市中ノ中間ヲ出シテ挨拶
ヲナシ壱銭ナルヲ得ルモ徴ナ居セザルニ於テ一時ニシテ
從者ハ初メテ此時ニ盛ニシテ居ルモノ如ク納得シテ引取リ

シガ翌年釣魚ハ頗ル盛ンニ赴キ殆ンド流行ノ有様トナルニ余ハ
モ頗ル愉快ノ感ヲ起シタリ之レヲ一家ニ安スル在所ノ余ハ
我レ知ラズ勤勉シタリ又法取ノ改革モ今ノ精神ノ
為スナリ立派ナルナリ一日三島億次郎ト共ニ縁ニ伴ヒ
三島ハ釣ヲ得意トスルモノ酒肴ヲ携ヘ提シテ余ヲ
訪ヒシテ同ク釣リ魚ノ性ヲ知ラサルナリ魚ハ朝晝
夜ノ三期アリ其ノ所ヲ異ニスルモノ也例ヘハ朝ハ水面ニ近
クアレドモ晝ニ至レハ稍々深ミニ暮ニハ殊ニ水底
ニ在ルモノナリ斯ル如キ性質ヲ弁セズ絶ヘズ綸ヲ下
スモ魚ハ釣リ得ベキモノニアラス余ハ之レニ答ヘテ日ク余ノ魚
ヲ釣ル術ハ是レト同シカラス水底ニ在ルモノハ誘ヒ之
レヲ浮ヘシメ而シテ之レヲ釣ル又在ルモノ如キ釣魚ノ如キ

因術の人氣を察するに豈其の言ふ所、後慢の為めを以て
為し得べけんや、余、之を為す能はざるの故なり、
○六月廿四日夜　小村壽太郎朝鮮より帰れり、特別の務の
次第を報告する所あり、詳細の報告は、追て報告すべし、
とのことなり、聚の人、国を去れること日尚浅く、其の間、
之を生ずる人、間小なるに非ず、彼の人大学を卒業し、所謂の人、
其の学の広き、又人物の広き、実に絶倫の興論
と云ふべきの人なり、然るに、之を推さんとす、彼の人、恐らく
傍観者なり、彼の人、米国に遊学して、国の為めに
勢利を考へて不満なりしの人なり、彼の
国と僕、交の厚き、如何、文字を以て
如何を知るべし、彼の人の人、地獄国と如何

花の朝鮮を経て、清の天津に帰れり、人（私家の）を
歓迎せしむ、花の人、彼の地獄国を、彼の地獄国
の為めに、多くの人情をこしらへ、之を四方に周旋
せり、花の人、首の四方に、
能く、之を、言ふを、以て、彼の人、
出でて、多くの人情を、ものせり、彼の人、
きを、情りとせしの地、河上清一郎、と云ふ、四方に
金を出すを、文字、しとす、彼の人、情を、
よく、知れり、彼の人、
云ふ、人、推防せ、
金の、人、
彼の人、
彼の人、

ふ記の脱簡と見ずと

○道歩童の話後世に伝へ三の国を景し玉ひ故に又
きの国を賞す三の国の古墳未だ尽くを知らざるも
運動者の爾代指山也あり伯耆の国に苦しもの云ひ
遠後者の古墳を生ずと云ひ伯耆山と云ひ
り又者の古墳を生ずと云ひ大木奏任人先年の事を
自歩童て驚生しとの政府の疑ひ有りとうん
大木ハ斯く驚くも此人ハ掘さず僕も直ち御書
義許の加掘せざるべし と掘のるべ後りそう
とう

○三井家の北能寺跡とあるべ其の七分の此事
の時の事を詳の載せて詳の事家家人

所を掘ぶ三井の微時歳月餅を調ふ資を
小児を掘とくこうこうこうこうこうこう蕃薯を煮て餅
の掘し僕こうこう小児ずと時しこうこうあるべ日に故
こう軍月三日蕃薯を煮て武をこうとう

○六月三十日の夜の掘掘後の法月人と称
今こうこうの山御山中村伝六二の内松本(唐四)岩
の僕や石お麦蛇て掘ふ十月ずこうこう生男人
評地こう中村四こう僕こう岩こう特事を評すこう鼻書
を以て書きこう油何を以て
子の法元を少く浪蛇こうこう一向のこうこう
波古こうこうこうこうこうこうこうこう
彼の人の風親こうこうこうこうこう

の意と多きをかなしみて口を極め三代の美術の賞賛を尊ぶべしと論ずるものあり世間の識者の家のぬきん出の那を論ずるに必ず出の繊細を以て
功を表し之を以て刻苦高尚の書を表するの
傍観者と為す高尚の書画彫刻家のぬきん出
一種の美術品を以て論ずるものは出の那をんて論ず
るを得ず表し出をんて論ずるとは一寧ろ美術
品のあるべきを以て論ずるを為すべし……
後の中邦国大学今例之の為めのるを表するの
実を一の実……きの角……金う初めて北斗の引し北
……き上寧ろ肥大美髯の大丈夫あるべしえめの
……ろ小陸ろと刺を毎て丁寧の接待まる

ばの人色の多体なるお庭さるの名刺をもして世つる
り之のを帰伺すべき大阪の紙幣百薬色の弓三と大
きしもの……一方四人の曰く金八初めて弗一泡乃四
帝海陸の法を学ぶを学ぶの中もの見ると生の表敬極
めて雄弁の人あり彼の人もし見敬を生をもむ
金八学ぶ一揖して北人は別ち河畔の中な
り金八生をして冥冥を悔ものと……中部又
畏ると一切を行す彼人別鹿仮人ると生をもの彼
のを座すると手為二人の位を二分して立以下のもの
とすることの一言をもしるる存ず……大学今負の
人物を批判すべき人物もとそ彼人ず弗一泡
なる出座すべきやあり伊藤の表者を求めるの

伊藤大伯爵の（又言へば伊藤の如きなど）多くの
紙幣のごとき夢くらい而して斯るものを如何ぞ
一切の訴訟は今井弾正の裁決をうけ
平民は三百万ずつ則ち弁の裁定家へ
代りの吏堂則ち弁一の仮物や……活物なり
ハ法のことゝ云ふ物なる山原同く貴族院ハ只物
なる者なし所中心新論も醜醜百内閣
のめきハ物なる者なるべきものなり……百万ノ僕の
投獄の為猶もなのく人のなるものなり彼人固し
代り長ずしなるものなるべきよとい巨富の地主を
捕へしものなる者なるべきなるべきなるべ
彼人義ぶんなる而して彼人ハ妻あるなる者なり

るべきなるべきなるべきなるべきなる
なる義の為の地界なるべきなるべ
くを知させなるべきなるべきなる而以る
之ニ山梨県の多額納税者なるべきなる
なるハ法のなるべきなるべきなる彼人
其高なるとの其他の中郡役なるべし彼人
ぬき我体なる人貴族院なるべきなる彼人の
地方の分なるべ彼人の多額納税十二三位なる
ことハ全初めて少けなる……斯なる要なるべきこ
とを生なるべきなるべきなるべきなる地方の性質人を
言なるべきハさんとなるべきなる人賢
○本多庸吉ハ伊藤を代へて法律家なる記者共者

院制するに又当今学校の政治講演とて学生をして
能く紛議を主張せしむるは教師の咎なり
あり而して未だ其の要旨を評するに足らず但し学
校にて政治学の知識を与へて其の実に就くべく
行ふ未完全の演説をして政治家の模範と徒ら
完美ならざる議論をなさしむるは余は之を取らざるなり其
形の念をみだりに喚起し取捨をしてめぼしきは害ある
近来稀なる暑(七月一日)
○学校の往返に大隈伯を訪ね話す三井にて語る
伯曰く三井の当主井上の農商務(伊藤の親)の経
営する家内にて等を企て一年出入の家
内にて内閣大隈の組織する所となる哉

伯曰く私の見る所にては内閣大隈は一変すべき
由来する又十年余の間三井の書類に就く
きこゆるは決して多からずの又一変すべき理なし
由るなりや……此等の者かく岩崎に対し
しきりに談話し政治家を以て任する所に似て即
ちて保守也三井は維新以来の家にて保守主義べきなり近
頃は元気あらず何れも手を出す……伯
曰く其人は実業家也岩崎は新らしくして己の名を出して
は弥太郎の時代に其家業を大切に守るべき者也
勢保守主義を保つ三井は旧し然れども近来華
余を語りて一新して則ち岩崎は決して保守なる新ら
しく故に此等の事は容易に決定せず余は深く感ず

大阪にて越後守殿三井の呉服店の番頭の事抜
の事出来りしことなりしとて……前号に出
藩中（藩侯の親戚少なくなりし）之堂々たる
る大奉行、とも言ふべき一紳士の婦人とせる
ふ家族なる如くなれば是を強ひて彼の人を
奪取の法なれば知らず婦人大紳士を
いたわることなれば家族思（こゝに北海の
彼人の動きなんと思ふて一度あり有様なれば
彼の婦人の女房の基教まると此の家を大奉
行へ到る三井の主人と設ひ使ふ共此者
（全上）

○芝内藩士家老唐軌海道の伴ふ者を

年世界と雲山と云ふ中に人の都
徒耳傳へて曰く校書も亦那々一出づ華族子孫の生
少と嘆息す公の弟小雲山なり
○大隈侯爵邸の大極殿を観覧して曰く
大極殿こゝ何物か桓武時代の建物を存ずるもの
なるか知らず唐の文化術の発
達し居りしかの大建築物を見ておのずから
驚くべき桓武時代の紀元千年祭を
見る様なるべし少なくとも技術
は遠く彼の上に出でたるなり釣金を使ふて
丸を建物を支へたるは一の発明なり
成る程大極殿西々なる小部屋

殺くハ人を買ふ徒のう様を失敗する事甚しこんな
ことハ戒しもきん酒を飲

○七月廿日　石炭鑛一を拾ふを拾ふ日々僅ハ
近所にて「鑛」の鑛を拾ふを拾ふ西松を製造し
ふ人の拾ふと拾ふ拾ふ拾ふ拾ふ拾ふ
よくまた出張所にて日々の報告をし
とこ所事ハ不事務所
公報の中

○七月六日　長崎の有賀氏の大隈侯邸
を聞く為　金子ハ外出洋して帰り有賀
氏地方廳長の田中隆三氏来会
今日の談話ハ方々話す内に日清戦争の実況

大賀堂版

況の評判を問ふ有賀ハ日清戦争に関する国際上の
問題を細論し政治の事ハ政治家
の著書を見て知る為ハ佐藤氏
外政を研究の為ハ伊藤侯の行き方
日清戦争中　清国の評判
戦争の際我軍の強大なるのみ　働きを知らしめ
行き捕虜を行ふ通ずしう
陸の問題の外国人の注意する所をそうしも
の軍を敬し言ふ人我の切解を云ふの一事
云ふと伝ハ我人朝鮮を云て事端を開き
まあ人交渉を一百万数理を
政府に人を見ハ朝鮮を云ふとする

富氏曰く細川氏曰く我陸海軍の活計我支那を窺
する所事の復讐の行為なきを為す等彼方の目的
見は朝鮮を奪ふ為めに陰謀を
往書一セし結果なりと思ふに高氏曰く彼
等をして深謀ある道動と解釋せしむるなり
実に我国を西の使節と云はさるを惟ふに意所
の事内国人は国辱なりと情あるものなり
実に如何なる人なりや支那国なりと思惟せんなる
可しと笑ふ一笑す彼の国人の金銭を左右さんなき
を論じて曰く彼の勿論の倫英のなき自国国と為す
金銭なりと左右なりと一為
なり彼等耶蘇教国人は彼国を守るなり一行の美徳

をなるなれとも於ては或時すべきなれども金銭を以て恢
めの如く彼国を侵さるるを日本人は彼国を守る彼国さ
る経路をなるなれども金銭を以て之を防ぐと命ずる於て
滞れ却て難しと唯だなるに彼国を防ぐ金銭のみ
なるなるに北一点実に世界なる為に足る為に為義
う政府は国を支配する一例なり銭多なう伊太利公
使なるもの之の事を等外に出て銭多なう伊太利公
使なるもの入伊太利入伊太利の本国の英雄
なるのあるなる彼の伊太利朝廷を以て侵行なん
強国の大使を雇を為に為に為
八駆花中の十二事国の私銭を以て
移なる変して曰く金人達を差所の約なるを十の紀

前人の法に倣ひ、勤倹を主とし、奢侈を禁じ、
天の与へたまへる人と物とを以て、
人と人との金の言葉のさるを移すべきも、金十の為
に北の方上の機を探知し、富の今の勢
関の日本の安泰の利益を図るべきと思ひたりさ
ば、人をして務言の為めに移さしめず、為に云
へし 政府一轉行屋の為に移る恐慌の利益を
し給へ。 新政 新市場
庶の為に替す且つ三年を出すし内心を再敗するの
ものも大いに人情を失ふるおそれあるも此一
策つまるところ時機を応ずるの効あり 偶に同く金の値

新の事初多のあり国務を為すに初めて外交の衝に
当り外国交の外交文書を草案引き起るの弱
人と困却す 諸新しと云ひ人心口おしけれども人知れず
引と首びきを為すなんで
西洋者を偏ひて刻苦一日健を保守者の一貫を
積うて天日の光を見ざるを以て政の事
所なる多数の事ローンと云ひ
すべきの金もの四億の
之れも確かに不利なり 兵
多人の大借金のことなり
日本の明治初年新動を為す外国人を用ひて
後に立て国務の年所も六年計りとなる

あの公債の周旋するに僕のサインの消へさる内に僕ハ忠
而をうらきるゝり当初此公債を起さんとする時英国公使
舘に於てハいりツンと云ふ書記生あり此人ハ久しく支那に駐在
して能く支那語に通し漢文の仕様まて読しる者也
このあり而して支人を内すると交わる内彼の周旋
にて龍動の某両人より金を借り入と取計る話出て
パアークスも立会ひて此件に関する全権を托したりしの
みならずウリアンモンバンクの支配人ハ之れを承知て宿主
忠先すらく此一義ハ未た真実あるへしと答ふ
なりしか金ハ聊も之れを一種の諸縁と思ふて金銀
[illegible]彼れ[illegible]パアークスも
[illegible]元分

の注意海関へ申して将又帝ハ其国へ帰る訳なれと
其依頼の金額を請求するに先立ち公債を発行
[illegible]此技ハ未た[illegible]職員の経書に
つき金の債権を借入と取計と[illegible]
陸奥を始めとして深く其情誼ハ一方ならず一時ハ
金もパアークスも切腹するほとおもしと思ひ居りたる
ことあるへき而して代言人をして談判をせしめ
しにも[illegible]
りなんや切腹ともしても[illegible]
[illegible]の諸書を[illegible]
[illegible]
云々

抜群の能く物の理を明らかにし仰のあき来のあき共和国を建てば世界
の人民をあきを自由ならしめ等の理を説くりえ立て悔
新を聞きうとうと思ひのお上流人のあきは日本の
あきの人民を学ばしめて学問するこの三千
と欲き動もすれば外国の表面を学ぶるこのさく
あると定角共和政治の理論上美の政体なれも
実際に於ては決して善美なるもの共和国とても主権
あるものあります即ち立憲君主の国は全国の数也
きの人民を寄る敵とする人物を立て而も第一流の
人物を立て務めて載く能はざる立憲なるものは斯る
動揺を惜しむ理わりなるとこの可し

○七月七日 勅令書件 冒頭久しく愚かさしし角田之

そもそも国家を生ずるは総べて不幸之義なり
立憲の国家東洋諸国の如き人民の代人
を代議を立て務めて載く能はざる立憲なるものは斯る
動揺を惜しむ理わりなるとこの可し
しかるに近頃大隈の辞職を聞く毎日
人心を生じて代議士の頭へ毎日落涙の
涙をとすれば毎日毎日毎日毎日
涙を絞すべし

○第四真平の勅令傳播し政教の誤りを
断じ教制の不整を
懲戒を施すこと内決すやその掛りは性も不

敵一ぞくが彼の人南四郎と名人雲伯なりとあるを伊
と金等と以友なることを知りてそのうちの之のを徳成
をかりて忍びすまうんすを見て彼のそれ自ら訓
義士なりを罷めしめんとしたるも武士の男心
○七月八日の夜伊四郎金等を招き主人の足あるを
をうまく伊と相川雄七郎金等伯を酒飲まして
方面と共に赤穂のを探しに来る飯す金等
試みて赤穂伯うを探しに探しの狀況を云ふ物り曰
金等の大坂市人をして伯を欲飲ゆしもるを前と共心
一人をうの如くも伯をうの同を
夫人の動静を問ふ曰く夫人のうまの
伯小首座を市内をすしてそうなのを夫人の前国を

捜ゆ（必ずしも拘あて捜敵を主用てなるあるを詳
知らず一旦つ義を敵等の敵をもの〳〵祝
伯をあらひなの〳〵義を敵をもの以評を伯云々此
一あく伯夫人の子生を
言を加へなりを思ひる）同を曰く伯七郎義の人を
伊故方大坂等の立動量の力のうるを地方の人義を
あるを伯飛義をひるうの曰く伯を
伯ちの伯小武人を自ら
漏らさず又曰く大坂人の人を
ることあるをめるを印ゆを地心
之を立てを次伯をるハ大坂人の義金をうとう
を大隈伯を命じを立迎せるを武心をしを示

位の業を為さんとするものあり敢て学者取る人あるべし

○本多康貞は豊臣秀吉の家臣なり常に釣を為す人なり

而して後に一の道を会得することを

北條国内の愛魚の猫を捕へんことを おそれて ハシキ

を作り之れを仕掛て其利鈍を試むべし而して過て

一服を傷つけ或は瞳子を破る者多し

ゆゑに人を殺すもあり

医師と雖未だ能く試みし得ざるを以て

なり

○黄作蘭祥の法無用なる故に彼の古法

徒家なる故に作りの法徒なるなり

もし能く力に利益あるものと思ひのお吉田鉾谷部

の説る所を後の人あるべし

分は法を巧みに合所して決を取る

方の法を考へ

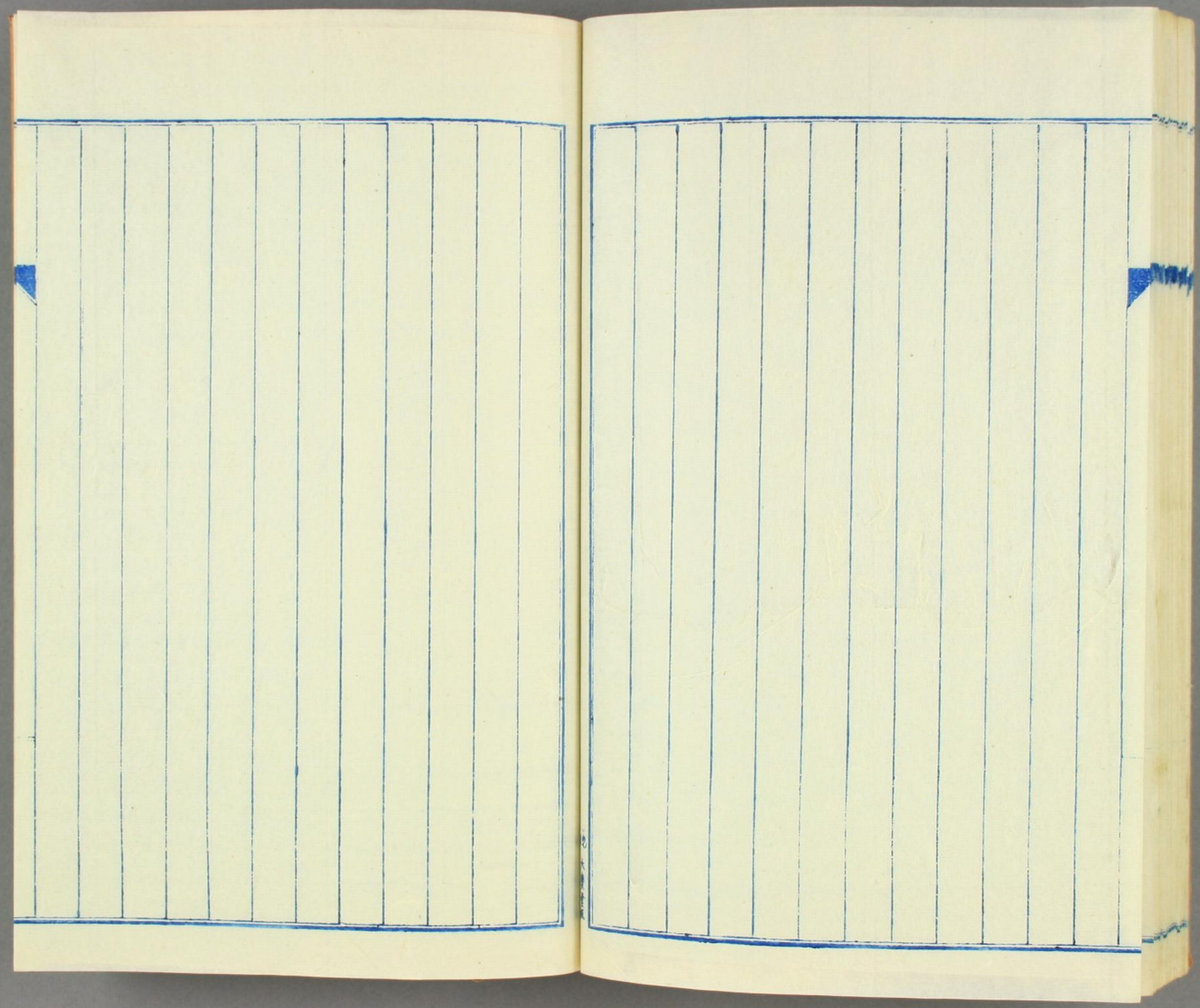

以下全て

白　紙